

参加資格休止の届け出について

参加資格休止とは

成績低下など学業との両立が困難になったときなど、一時的に活動への参加を取りやめなくてはいけなくなった場合、参加資格休止届を提出することで、活動を休止することができます。

参加資格休止までのフローチャート

1. 参加資格休止面談希望の旨を事務局へ連絡
事務局メールアドレスへその旨と面談希望日時をいくつか提示したメールをお送りください。
2. 参加資格休止届に理由を記載
3. 参加資格休止面談実施
当日は参加資格休止届を持参のうえ、面談を受けてください。
4. 参加資格休止届提出
届けに不備がなければ面談者が受け取ります。
5. 参加資格休止届受理
参加資格休止処理後にメールにてその旨を連絡します。
6. 活動復帰の旨の連絡
事務局メールアドレスへその旨をお送りください。

留意事項

- 参加資格休止にあたっては事務局との面談が必要となります。参加資格休止届に理由を記載の上、面談に臨んでください。
- 参加資格休止後、活動に復帰するには事務局への申し出が必要となります（届け出不要）。復帰にあたって費用はかかりません。
- 定款の規定により参加費の減免・返金はできません。

参加資格休止願

20 年 月 日

特定非営利活動法人

あおもり若者プロジェクト クリエイト

理事長 久保田 圭祐様

下記の理由により、貴法人のクリエイトまち塾について参加を休止したいので、「参加資格休止願」を提出します。なお、参加費など支払うべき費用はすでに納入済みですので、ご確認をお願いいたします。

参加者コード			
氏名		同意者署名	印
参加資格休止理由			
復帰予定日	20 年 月 日 目途		

(事務局記入欄)

指導部面談	/		
法人受理	/		
参加費確認	/		
参加資格休止処理	/		
復帰申し出	/		